

女性活躍推進法に基づく行動計画

(社会福祉法人牧羊福社会)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間:2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日

目標 1 結婚、妊娠、出産、育児及び介護などの事由により、女性職員が退職することなく、継続して就労できるように配慮するとともに、男性職員についても育児参加等を促進する。

【対策】

- 2022 年 4 月～
- ① 人事担当者が産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
- ② 相談窓口の設置

目標 2 有給休暇の取得率について、職種間や職員間での隔たりを是正する。
具体的には、令和 3 年度より平均して一人 1 日有給休暇取得向上を図る。

【対策】

- 2022 年 4 月～
- ① 有給休暇取得状況を見える化し、取得促進を図る。
- ② 取得率の低い職種の管理職への指導を行い、業務の分担や見直しを行う。

情報公表 女性の活躍に関する当法人の現況(令和 5 年 3 月現在)

- 労働者に占める女性労働者の割合 令和 4 年度 75.3%(男性 35 名女性 107 名)
- 管理職に占める女性労働者の割合 令和 4 年度 57.1%(男性 3 名女性 4 名)
- 役員に占める女性の割合 令和 4 年度 0%(男性 13 名 女性 0 名)
- 男女別育児休業取得率 令和 4 年度 100%(男性 0 名 女性 1 名)